

議第 25 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号。以下「標準令」といいます。）の一部改正（令和 5 年政令第 347 号による改正）に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る標準令の一部改正の内容

(1) 消防法関係

直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動等を踏まえ、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料の額が次の表のとおり改定されました。

手数料の額が改定されたもの	現行の額	改定後の額
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	1,180,000 円	1,450,000 円
同 貯蔵最大数量 5,000k1 以上 10,000k1 未満	1,410,000 円	1,720,000 円
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,590,000 円	1,920,000 円
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,950,000 円	2,360,000 円
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000k1 未満	2,270,000 円	2,740,000 円
同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000k1 未満	4,550,000 円	5,640,000 円
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,820,000 円	7,240,000 円
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	7,070,000 円	8,790,000 円

(2) 高圧ガス保安法関係

バルクローリー（液化石油ガスの運搬等を行う車両）については、充填先の用途に応じて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」といいます。）による充填設備としての許可又は高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）による移動式製造設備としての許可を受ける必要があり、大部分のバルクローリーは液石法及び高圧ガス保安法の許可を受けています。なお、県内において、液石法による充填設備としての許可に係る事務は広島県及び広島市が、高圧ガス保安法による移動式製造設備としての許可に係る事務は各市町が行っており、許可を受けるための申請に対する審査には、それぞれ手数料が徴収されます。

現在、これらの申請に係る審査については、一部の許可基準項目が同一でありながらも審査項目の省略を行っていませんでしたが、この度、液石法による充填設備としての許可を受けたバルクローリーが高圧ガス保安法による移動式製造設備としての許可を受ける場合、液石法における審査結果を確認することで液石法と同様の許可基準項目を審査する必要がなくなったため、手数料の額

が低減され、6,000円とされました。

3 施行期日

令和6年4月1日